

平成 29 年 7 月 10 日
九州電力株式会社

大雨により被災されたお客さまへの電気料金等の特別措置の適用地域を追加しました ～新たに追加した地域は、福岡県田川郡川崎町、大任町、赤村です～

このたびの大雨により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。
当社は、福岡県田川郡添田町（既に特別措置の適用地域）に災害救助法が適用されたことを受け、添田町に隣接する地域を特別措置の適用地域に追加しましたので、お知らせいたします。
なお、「特定小売供給約款以外の供給条件」および「託送供給等約款以外の供給条件」について、本日、経済産業大臣に申請し、同日認可を受けております。

<当社との電気契約をいただいているお客さま>

I. 対象地域

【災害救助法が適用された市町村】

福岡県 朝倉市・朝倉郡東峰村・**田川郡添田町**（今回適用）
大分県 日田市・中津市

【隣接する市町村】

福岡県 うきは市、久留米市、八女市、嘉麻市、豊前市、朝倉郡筑前町、三井郡大刀洗町、
京都府 みやこ町、築上郡築上町・上毛町、**田川郡川崎町・大任町・赤村**（今回追加）
大分県 宇佐市、玖珠郡玖珠町
熊本県 菊池市、山鹿市、阿蘇市、阿蘇郡小国町・南小国町

----- 以下は、7月6日にお知らせした内容から変更ありません。 -----

II. 特別措置の内容

1. 電気料金の支払期日（※1）の延長
平成 29 年 6 月（支払期日が 7 月 5 日以降のものに限る。）、7 月、8 月および 9 月料金計算分の電気料金の支払期日を 1 か月間延長します。
2. 不使用月の電気料金の免除
被災日が属する料金計算月の次の 6 か月間に限り、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金を免除します。
3. 基本料金の免除
電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、平成 30 年 1 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。
4. 工事費負担金（※2）の免除
平成 30 年 1 月末日までの間、家屋再建のための工事費負担金を免除します。
5. 臨時工事費（※3）の免除
平成 30 年 1 月末日までの間、臨時に電気を使用される場合には、臨時工事費を免除します。
6. 諸工料（※4）の免除
平成 30 年 1 月末日までの間、引込線、計量器などの取付位置の変更を行う場合には、それに伴う諸工料を免除します。

（注）※1 支払期日とは、検針日の翌日から起算して 30 日目をいいます。

※2・3・4 工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客さまへ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

III. 特別措置の申込み方法

最寄りの当社営業所・配電事業所までお申込みください。

※ お問合せ先は別紙を参照ください。

ずっと先まで、明るくしたい。

「快適で、そして環境にやさしい」
そんな毎日子どもたちの未来につなげていきたい。
それが、私たち九州電力の思いです。

<新電力をはじめとした電力会社さま>

I. 対象地域

【災害救助法が適用された市町村】

福岡県 朝倉市・朝倉郡東峰村・**田川郡添田町** (今回適用)
大分県 日田市・中津市

【隣接する市町村】

福岡県 うきは市、久留米市、八女市、嘉麻市、豊前市、朝倉郡筑前町、三井郡大刀洗町、
京都郡みやこ町、築上郡築上町・上毛町、**田川郡川崎町・大任町・赤村** (今回追加)
大分県 宇佐市、玖珠郡玖珠町
熊本県 菊池市、山鹿市、阿蘇市、阿蘇郡小国町・南小国町

----- 以下は、7月6日にお知らせした内容から変更ありません。 -----

II. 特別措置の内容

被災された電気の利用者を需要者とする供給地点について、以下のとおりといたします。

1. 接続送電サービス料金等の料金算定日の延長

接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の平成29年6月（支払期日が7月5日以降のものに限る。）、7月、8月および9月料金計算分の料金算定日を1か月間延長します。

2. 不適用月の接続送電サービス料金等の免除

被災日が属する料金計算月の次の6か月間に限り、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を免除します。

3. 基本料金等の免除

電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、平成30年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金を免除します。

4. 工事費負担金（※1）の免除

平成30年1月末日までの間、家屋再建のための工事費負担金を免除します。

5. 臨時工事費（※2）の免除

平成30年1月末日までの間、臨時に電気を使用される場合には、臨時工事費を免除します。

6. 諸工料（※3）の免除

平成30年1月末日までの間、引込線、計量器などの取付位置の変更を行う場合には、それに伴う諸工料を免除します。

（注）※1・2・3 工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、新電力をはじめとした当社以外の電力会社等（以下「契約者」といいます。）にご負担いただく費用をいいます。

III. 特別措置の申込み方法

当社のネットワークサービスセンターまでお申込みください。

※ お問合せ先は別紙を参照ください。